

別紙

諮問第 1 1 0 8 号

答 申

1 審査会の結論

不存在を理由とする本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成 29 年 3 月 9 日付東京都情報公開審査会答申第 7 7 9 号の page 7 における見解『実施機関の説明によると、校長と副校長の連絡相談等は、原則として副校長の出勤時間である 13 時 30 分より直ちに行っているとのことである』について、東京都情報公開審査会が当該見解の根拠とした文書」の開示請求に対する文書（29 生広情第 137 号）を基に東京都生活文化局が東京都情報公開審査会に提出した文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成 29 年 7 月 31 日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関では、開示請求に対する文書（29 生広情第 137 号）を基に東京都情報公開審査会へ文書を提出していないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。

したがって、実施機関が行った処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成 29 年 11 月 10 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年10月5日に実施機関から理由説明書を收受し、同月30日（第211回第二部会）から同年11月19日（第212回第二部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都情報公開審査会に関する事務について

東京都情報公開審査会規則（平成11年東京都規則第231号）7条には、「審査会の庶務は、生活文化局において処理する。」と規定されており、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）23条には、生活文化局広報広聴部情報公開課（以下「情報公開課」という。）の分掌事務として「東京都情報公開審査会に関すること。」と規定されていることから、情報公開課は、東京都情報公開審査会の事務局としてその庶務を処理している。

条例26条4項には「審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。」と規定されており、審査会は、審査請求に係る事件に関し確認を行う必要があるときは、事務局である情報公開課を通じて、諮問庁に対して資料の提出や事実の陳述等を求めている。

イ 本件開示請求について

本件開示請求において、審査請求人は、29生広情第137号の一部開示決定において対象公文書とされたメール文書（以下「本件メール文書」という。）に基づいて、審査会事務局である東京都生活文化局が、東京都情報公開審査会に対して提出した文書の開示を求めている。（なお、本件開示請求に先立って、別表のとおり開示請求1及び2の2件の開示請求が行われている。）

ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、審査会から実施機関への資料提供依頼は情報公開課を通じて行うと弁明書に記載されていることから、「情報公開審査会が答申第779号に記載された見解の根拠とした資料」についての開示請求に対して本件メール文書を対象公文書とした一部開示決定（29生広情第137号）と、「本件メール文書を基に情報公開課が審査会に提出した文書」についての本件開示請求に対して不存在とした本件非開示決定は矛盾している、と主張する。

審査会が確認したところ、当時の審査会では、答申第779号の実施機関である東京都教育庁総務部総務課から審査会事務局である情報公開課を通じて提出された本件メール文書により、その主張が確認できたため、この他に審査会に提出する文書の作成及び提出を東京都教育委員会に対して求めておらず、審査会事務局においても本件メール文書以外の文書を作成・取得していないとのことである。

また、改めて審査会事務局に、本件メール文書を基にして当時の審査会に提出した文書の確認・探索を依頼したが、その結果、これらの文書の存在の確認には至らず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらなかった。

以上のことから、本件メール文書以外に文書を作成・取得していないという前記実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、実施機関が本件開示請求に対して不存在を理由に非開示とした本件決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表 本件開示請求に先立って行われた開示請求（開示請求1及び2）及び本件開示請求の詳細

	開示請求における請求内容	決定内容	対象公文書	決定に対する審査請求・答申
開示請求 1	「都立〇〇高校副校長から校長宛に送信したメール全て」及び、「都立〇〇高校校長から副校長宛に送信したメール全て」	非開示（不存在）決定及び一部開示決定	校長から副校長に送信されたメール	答申第779号
開示請求 2	平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のpage7における見解「実施機関の説明によると、校長と副校長の連絡相談等は、原則として副校長の出勤時間である13時30分より直ちに行っているとのことである」について、東京都情報公開審査会が当該見解の根拠とした文書	一部開示決定（29生広情第137号）	東京都教育庁総務部総務課から審査会事務局である東京都生活文化局情報公開課に送付されたメール文書（本件メール文書）	なし
本件開示 請求	本件メール文書を基に東京都生活文化局が東京都情報公開審査会に提出した文書	非開示（不存在）決定	なし	本件審査請求